

## IT インフラシステム設計支援・構築規約

### 第1条（本規約の適用）

NHN テコラス株式会社（以下「テコラス」という。）は、IT インフラシステム設計支援・構築規約（以下「本規約」という。）の内容に同意することを条件として契約（以下「本契約」という。）を締結した法人（以下「契約者」という。）に対して、IT インフラシステム設計支援・構築サービス（以下「本件業務」という。）を提供する。契約者は、本規約の内容に同意したものとみなされる。

### 第2条（契約の成立）

本契約は、本件業務を委託しようとする者が、テコラスが指定する注文書（以下「注文書」という。）によってテコラスに対して申込みを行い、テコラスがこれに対する承諾の通知を発したときに成立するものとする。

### 第3条（本件業務）

本件業務の内容は、注文書とこれに対するテコラスの承諾、その他テコラス及び契約者間で合意のうえ定める文書（以下「注文書等」という。）に記載のとおりとし、注文書等に記載される「設計支援」又は「構築」の記載の有無やその業務内容に照らして次の各号のいずれかに分類され、又はその両方が含まれるものとする。

- (1) 契約者の IT インフラシステム（以下「本システム」という。）の構成・要件の設計を支援する業務（以下「設計支援業務」という。）
- (2) 契約者が設計した本システムの構成・要件（以下「本件要件」という。）に基づき本システムを構築する業務（以下「構築業務」という。）

### 第4条（本件業務の契約形態）

- 1 契約者及びテコラスは、設計支援業務は、テコラスが専門的知識及び経験をもとに本システムの構成・要件の設計を支援する準委任契約であることを確認する。
- 2 契約者及びテコラスは、構築業務は、テコラスが本件要件に基づき本システムを構築する請負契約であることを確認する。

### 第5条（担当責任者）

- 1 契約者は、テコラスが本件業務を履行するにあたり、テコラスからの連絡を受領しかつ日本語にて対応することができる者（以下「担当責任者」という。）の連絡先等を予めテコラスに届け出るものとする。

- 2 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちにテコラスに届け出るものとする。
- 3 テコラスが本件業務を履行するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことによりテコラスからの連絡を認識せず、又はテコラスからの連絡が不能なことに起因して契約者に損害が生じたとしても、テコラスは当該損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 4 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とする。
- 5 担当責任者が日本国外に居住することによりテコラスに国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用をテコラスに対して支払うものとする。

#### 第6条（資料の提供）

- 1 契約者は、テコラスの求めに応じて、テコラスが本件業務を履行する上で必要な契約者のシステム環境に関する情報、仕様その他の資料（以下「本件資料」という。）を作成又は用意し、テコラスに対して提供しなければならないものとする。
- 2 テコラスは善良な管理者の注意義務をもって本件資料を保管及び管理するものとし、本件業務を履行する目的以外の目的に使用してはならないものとする。
- 3 テコラスは、本件業務を履行するために必要な範囲で、本件資料の全部又は一部を複製又は、複写することができるものとする。
- 4 契約者が本件資料の提供を遅滞し、又は内容に誤りがあることによって、テコラスが本件業務の履行を遅滞し、不完全な履行をし、又は履行不能となった場合において、契約者に損害が生じたとしても、テコラスは当該損害に対する責任を負わないものとする。

#### 第7条（アクセスの許可）

テコラスは、本件業務を履行する上で、テコラスが必要と認めた場合には、契約者のネットワーク、サーバ、インスタンスその他の機器及びデータ領域にアクセスし、又は契約者の社屋その他の構内において本件業務を履行することができるものとし、契約者はこれらのためにテコラスに必要な情報を提供し、許可し又はその他必要な措置を取るものとする。

#### 第8条（備品その他の貸与等）

契約者は、テコラスが本件業務を履行するために必要なスペース及び備品等をテコラスに提供するものとし、契約者の構内における電力、電話通信回線等の使用料を負担するものとする。

#### 第9条（契約期間及び納期）

- 1 設計支援業務の契約期間及び構築業務の納期は、注文書に記載のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約者の責に帰すべき事由により、本件要件が設計支援業務の契約期間満了日までに確定しない場合及び構築業務中に本件要件を変更する場合には、テコラスは前項の契約期間及び納期を変更することができるものとする。

#### 第10条（納品及び検査）

テコラスは、本件要件に基づき構築されたシステム（以下「成果物」という。）を、注文書に定める納期までに、契約者とテコラスが協議の上定める方法によって、契約者に納品するものとする。但し、本件要件の確定が遅延したことによって構築業務の開始時期が遅れた場合及び契約者の都合により本件要件が変更されたことによって本件業務の履行が遅れた場合には、この限りでない。

#### 第11条（受入検査）

- 1 契約者は、テコラスから成果物を受領したときは、速やかに成果物が本件要件に合致しているか否かの検査（以下「受入検査」という。）を行うものとし、受領した日を含む5営業日以内（以下「検査期間」という。）にその検査の結果をテコラスに書面（電子メールを含む。）にて通知するものとする。
- 2 テコラスは、契約者が前項の検査において成果物が本件要件に合致していないとして不合格と判定した場合には、当該成果物を修正し、改めて修正した成果物（以下「修正成果物」という。）を契約者に納品するものとする。修正成果物の受入検査は、本条の定めを準用するものとする。
- 3 テコラスが、第1項に定める検査期間内に、合否の結果を受領しなかったときは、当該成果物は、テコラスが契約者に成果物を納品した日に検査に合格したものとみなす。

#### 第12条（委託料等及び支払日）

- 1 本件業務の対価（以下「委託料」という。）は、注文書において定めるものとする。
- 2 テコラスは、設計支援業務の委託料を毎月末日で締め、翌月第2営業日までに契約者に対して請求書を発行する。
- 3 テコラスは、契約者に対して、第11条（受入検査）第3項に定める検査合格日の属する月の翌月第2営業日までに、構築業務の委託料にかかる請求書を発行する。
- 4 契約者は前項までの請求書を受領した月の末日までに、委託料に消費税相当額を加算した金額（以下「委託料等」という。）をテコラスが別途指定する口座に振り込む方法によって支払うものとする。

- 5 前項までの規定にかかわらず、注文書において異なる支払い条件を定めた場合には、当該注文書の定めに従うものとする。
- 6 本件要件の確定が遅延し又は本件要件が変更されたことにより、本件業務の履行が遅れ、これによってテコラスに追加の費用又は損害が発生した場合には、テコラスは契約者に対して当該追加の費用及び損害を請求することができるものとする。
- 7 契約者がテコラスへの委託料等の支払を遅滞した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年6%の割合による遅延損害金をテコラスに支払うものとする。

#### 第13条（瑕疵担保責任）

- 1 契約者が、受入検査合格の日から3か月以内に成果物に瑕疵（以下「本件瑕疵」という。）を発見した場合には、契約者及びテコラスはその原因について協議及び調査を行い、本件瑕疵がテコラスの故意又は過失によるときは、テコラスは本件瑕疵を無償で修正するものとする。
- 2 前項の場合において、本件瑕疵が、テコラスの故意又は重過失によるときは、テコラスは本件瑕疵によって契約者に生じた損害を賠償するものとし、軽過失によるときは、損害賠償の責任を負わないものとする。

#### 第14条（再委託）

- 1 テコラスは、自己の責任において、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。
- 2 前項の定めにより本件業務を第三者に委託する場合には、テコラスは当該第三者に、本契約によってテコラスに課された義務と同等の義務を課すものとし、当該本件業務に関する当該第三者の行為について責任を負うものとする。

#### 第15条（本件業務の停止）

- 1 テコラスは、契約者が支払日までに委託料等を支払わないときは、本件業務の履行を停止することができるものとする。
- 2 テコラスは、テコラスが前項に基づき本件業務の履行を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

#### 第16条（契約者の支払い義務）

契約者が本契約に基づく義務の履行を怠ったことによって、テコラスが本件業務の履行ができない場合でも、契約者は本契約に基づくテコラスに対する金銭の支払い義務は免れないものとする。

#### 第17条（著作権）

- 1 成果物に関する著作権は、契約者又は第三者が従来から有していた部分を除き、テコラスに帰属するものとする。
- 2 テコラスは、契約者に対して、契約者が自己の業務に必要な範囲で、著作権法に従い成果物を利用することを許諾するものとする。
- 3 前項の利用許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

#### 第18条（特許権等）

本件業務を実施する過程で生じた特許権及び実用新案権（特許又は実用新案登録を受ける権利を含み、以下総称して「特許権等」という。）の帰属については、次のとおりとする。

- (1) 契約者が単独で行った発明及び考案から生じた特許権等は、契約者単独に帰属する。
- (2) テコラスが単独で行った発明及び考案から生じた特許権等は、テコラス単独に帰属する。
- (3) 契約者及びテコラスが共同で行った発明及び考案から生じた特許権等は、契約者及びテコラスの協議によってその帰属を決定する。

#### 第19条（契約の解除）

- 1 契約者及びテコラスは、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき
  - (2) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
  - (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき
  - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき
  - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき
  - (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき
  - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 2 前項のほか、契約者が支払日までに委託料等を支払わない場合において、テコラスが相当の期間を定めて催告しても是正されないときは、テコラスは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 前項までに定めるほか、テコラスは、契約者に対して1か月前に書面による通知をすることによって、設計支援業務にかかる契約を解除することができるものとする。

- 4 本条に基づき、本契約の全部又は一部が解除された場合であっても、テコラスはすでに受領した委託料等を返金する義務を負わず、また解除した当事者は相手方に損害が発生したとしても当該損害を賠償する責任を負わないものとする。

## 第20条（機密保持義務）

- 1 「本件機密情報」とは、契約者又はテコラスが相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を明示して開示した情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本件機密情報に含まないものとする。なお、本件機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」という。
  - (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
  - (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
  - (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
  - (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報
- 2 受領者は、以下の各号に基づき本件機密情報を本契約が有効に存続する期間及び終了後3年間、機密として保持するものとする。ただし、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。
  - (1) 本件機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとする。
  - (2) 受領者は、本件業務を履行し、又は履行を受ける目的以外の目的で本件機密情報を使用してはならないものとする。
  - (3) 受領者は、本件機密情報を本件業務の履行に関係する役員及び従業員（以下「関係従業員等」という。）以外のものに開示してはならないものとする。受領者は、関係従業員等に対して、本件機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告知し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとする。
  - (4) 受領者は、本契約を履行するために必要な場合を除き、開示者の書面による事前承諾なしに、本件機密情報を複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとする。
- 3 テコラスは、前項の規定に関わらず自己の責任において、テコラスの親会社及びその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社と同様の意味を有するものとする。）に対して、本件機密情報を開示又は提供することができるものとする。

## 第21条（損害賠償）

- 1 契約者及びテコラスは、債務不履行責任、不法行為責任その他責任の種類を問わず、自己の責に帰すべき事由によって相手方に損害を与えた場合には、本契約の解除の

有無にかかわらず、本件業務の委託料を上限として、当該損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、契約者及びテコラスは、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、瑕疵担保責任については第13条の規定によるものとする。

## 第22条（不可抗力及び免責）

契約者及びテコラスは、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとする。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及びテコラスは、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」という。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
  - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
  - (7) その他前各号に準じる者
- 2 契約者及びテコラスは、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為

- 3 契約者及びテコラスは、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 契約者及びテコラスは、前項の規定により本契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとする。

#### 第24条（権利及び義務並びに地位の譲渡の禁止）

契約者及びテコラスは、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

#### 第25条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義のある事項が生じた場合には、契約者及びテコラスは誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

#### 第26条（存続条項）

理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第20条（機密保持義務）に定める機密保持義務は、本契約終了後3年間、第21条（損害賠償）、第24条（権利及び義務並びに地位の譲渡の禁止）、第27条（管轄裁判所）及び第28条（準拠法）は、期間の定めなく有効に存続するものとする。

#### 第27条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第28条（準拠法）

本契約の解釈は日本法に基づくものとする。

以上